要配慮者利用施設における

避難確保計画

対象災害：洪水

施設名：施設名を入力

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 世田谷区住所を記入　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 電話 | 電話番号を記入　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ﾒｰﾙ | メールアドレスを記入　　　　　　　　　　　　　 |
| FAX | FAX番号を記入　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 作成日を選択　　　　　　　　　　　　　 | 作成 |
| 改訂日を選択　　　　　　　　　　　　　 | 改訂 |
| 改訂日を選択　　　　　　　　　　　　　 | 改訂 |
| 作成日を選択　　　　　　　　　　　　　 | 改訂 |

目次

様式１

様式２

**自衛水防組織を設置した場合に世田谷区へ提出　※努力義務**

**世田谷区へ提出**

**個人情報等を含むため適切に管理　※世田谷区への提出は不要**

様式３

様式４

様式５

様式６

様式６

様式７

様式８

別添

別表１

別表２

様式９

様式10

様式11

様式13

様式12

[１　計画の目的 １](#_Toc186113383)

[２　計画の報告 １](#_Toc186113384)

[３　計画の見直し １](#_Toc186113385)

[４　施設の概要 １](#_Toc186113386)

[５　施設が有する災害リスクおよび対応形態 ２](#_Toc186113387)

[６　防災体制とタイムラインの視点による対応行動 ３](#_Toc186113388)

[７　避難誘導 ４](#_Toc186113389)

[８　情報収集・伝達 ６](#_Toc186113390)

[９　避難に必要な設備の整備 ８](#_Toc186113391)

[１０　避難に必要な装備品や備蓄品の整備 ８](#_Toc186113392)

[１１　防災教育・訓練 ９](#_Toc186113393)

[１２　自衛水防組織の業務に関する事項 １０](#_Toc186113394)

[自衛水防組織活動要領（案） １１](#_Toc186113395)

[自衛水防組織の編成と任務 １２](#_Toc186113396)

[自衛水防組織装備品リスト １３](#_Toc186113397)

[１３　施設利用者緊急連絡先一覧表 １４](#_Toc186113398)

[１４　施設職員用緊急連絡網 １５](#_Toc186113399)

[１５　外部機関等の緊急連絡先一覧表 １６](#_Toc186113400)

[１６　対応別避難誘導一覧表 １７](#_Toc186113401)

[１７　防災体制一覧表 １８](#_Toc186113402)

# １　計画の目的

様式１

この計画は、水防法第１５条の３第１項※[[1]](#footnote-1)に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

# ２　計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項※[[2]](#footnote-2)に基づき、遅滞なく、当該計画を世田谷区長へ報告する。

# ３　計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

# ４　施設の概要

本施設の利用形態及び利用者・職員数は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用形態 | [ ] 　通所　・　[ ] 　入所（[ ] 長期・[ ] 短期） |

施設の人数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平日 | 休日 |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 | 人数を記入 | 名 | 人数を記入 | 名 | 人数を記入 | 名 | 人数を記入 | 名 |
| 夜間 | 人数を記入 | 名 | 人数を記入 | 名 | 人数を記入 | 名 | 人数を記入 | 名 |

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

#

# ５　施設が有する災害リスクおよび対応形態

様式２

施設における多摩川および中小河川（野川・仙川等）が氾濫したときの災害リスクおよびそれらを踏まえた施設の対応形態は以下のとおりである。

1. **多摩川**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄 |
| 施設の災害リスク | 最大浸水深 | ｍ |
| 浸水継続時間 | [ ] 　０～12時間未満[ ] 　12～24時間（1日）未満 | [ ] 　24～72時間（3日）未満[ ] 　72～168時間（1週間）未満 |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域※[[3]](#footnote-3)の該当の有無 | [x] 区域範囲内　・　[ ] 　区域範囲外 |
| 自施設の階数 |  | 階 |
| 浸水する施設の階数 |  | 階まで浸水 |
| 対応形態 | 災害リスクを踏まえた施設の対応形態 | [ ]  サービスの休止（休校・休所・休園等）[ ]  水平避難の上、サービスを継続[ ]  垂直避難の上、サービスを継続[ ] 　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

1. **中小河川**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄 |
| 施設の災害リスク | 浸水が想定される河川 | [ ]  野川・仙川　・　[ ] 　丸子川　・　[ ] 　谷沢川　・　[ ] 　呑川 |
| 最大浸水深 |  | ｍ |
| 浸水継続時間 | [ ] 　０～６時間未満[ ] 　６～12時間未満 | [ ] 　12～24時間未満[ ] 　24時以上 |
| 自施設の階数 |  | 階 |
| 浸水する施設の階数 |  | 階まで浸水 |
| 対応形態 | 災害リスクを踏まえた施設の対応形態 | [ ]  サービスの休止（休校・休所・休園等）[ ]  水平避難の上、サービスを継続[ ]  垂直避難の上、サービスを継続[ ] 　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

# ６　防災体制とタイムラインの視点による対応行動

様式３

　自施設における防災体制と避難対応タイムラインの視点による対応行動は、以下のとおりである。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| レベル | 体制確立の目安となる情報 | 統括指揮班※全体を指揮 | 情報連絡班※情報収集や伝達 | 避難誘導班※利用者の避難支援 | 装備品等準備班※設備や装備品等の点検・準備 |
|
| 平常時 | ハザードマップの確認、避難確保計画の確認 |
| **警戒レベル１**災害への心構えを高める段階 | ・早期注意情報（警報級の可能性）・台風の接近が予想されている場合 | ・状況把握、指揮・体制確立の判断・事前休業の検討 | ・気象情報等収集・施設職員への情報伝達 | ・（避難誘導体制の確認）・（避難ルートの確認） | ・（避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等の点検、準備） |
| **警戒レベル２****注意体制** | ・大雨・洪水注意報・多摩川氾濫注意情報・洪水キキクル「注意」（黄） | ・状況把握、指揮・事前休業の判断・施設職員等招集・（避難開始判断） | ・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集・施設職員や避難支援協力者へ連絡 | ・避難誘導体制の確認・避難ルートの確認・（避難誘導開始） | ・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等の点検、準備・移動用車両の手配 |
|
| **警戒レベル３****警戒体制** | ・大雨警報（浸水害）・洪水警報・多摩川氾濫警戒情報発表・洪水キキクル「警戒」（赤）・**高齢者等避難**発令 | ・状況把握、指揮・避難開始判断 | ・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集・施設利用者家族等への連絡 | ・避難誘導開始 | ・要配慮者等の装備品の装着・移動用車両の確保・避難先への持ち出し品の運搬 |
| **警戒レベル４****非常体制** | ・多摩川氾濫危険情報・野川・仙川氾濫危険情報・丸子川氾濫危険情報・谷沢川氾濫危険情報・呑川氾濫危険情報・洪水キキクル「危険」（紫）・**避難指示**発令 | ・状況把握、指揮・避難先での施設利用者の支援・（緊急安全確保の判断） | ・区への避難完了連絡 | ・避難完了の確認・避難先での施設利用者の支援・（緊急安全確保の誘導） | ・避難先での持ち出し品等の管理 |

# ７　避難誘導

様式４

（１）避難先、移動距離及び移動手段

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 避難先名称 | 自施設からの移動距離 | 移動手段 | 避難開始基準 |
| **水平避難** |  |  | [ ] 徒歩 |  |
| [ ] 車両  |  |
|  |  | [ ] 徒歩 |  |
| [ ] 車両  |  |
|  |  | [ ] 徒歩 |  |
| [ ] 車両  |  |
|  |  | [ ] 徒歩 |  |
| [ ] 車両 |  |
| **垂直避難****（屋内安全確保）** |  |  |  |  |

※段階的に避難を行う場合は、避難先を複数記入

**・緊急安全確保（レベル５）**

急激に災害が切迫することにより、避難指示（レベル４）までに当計画に定めた場所への避難を安全にできないような場合は「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」に緊急的に移動する。

（２）避難経路

様式４

　　避難先までの避難経路は以下のとおりとする。

**避難経路図**

|  |
| --- |
| 避難経路図を添付**※施設の位置、避難先の位置を記載してください。** |

※避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

# ８　情報収集・伝達

様式５

1. 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　◎：項目のすべての情報が確認可 ○：一部の情報のみ確認可

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 入手先 |
| 【防災気象情報（気象庁）】・早期注意情報（警報級の可能性）・洪水注意報、洪水警報・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報・キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布） | ◎気象庁HP○テレビ、ラジオ（エフエム世田谷）○世田谷区災害・防犯情報メール○世田谷区HP、防災ポータル、Ｘ（旧ツイッター）　　等 |
| 【避難情報（区）】・高齢者等避難・避難指示（・緊急安全確保） | ◎世田谷区災害・防犯情報メール◎世田谷区HP、防災ポータル、Ｘ（旧ツイッター）◎テレビ、ラジオ（エフエム世田谷）○世田谷区公式LINE○緊急速報メール○防災行政無線　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等 |
| 【避難所の開設状況（区）】避難所等の開設状況 | ◎世田谷区災害・防犯情報メール◎世田谷区HP、防災ポータル、Ｘ（旧ツイッター）○テレビ、ラジオ（エフエム世田谷）○世田谷区公式LINE　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等 |
| 【洪水予報等（国・都・気象庁）】・氾濫注意情報、氾濫警戒情報※多摩川のみ・氾濫危険情報、氾濫発生情報・氾濫注意情報解除 | ◎世田谷区災害・防犯情報メール◎世田谷区HP、防災ポータル、Ｘ（旧ツイッター）○気象庁HP○テレビ、ラジオ（エフエム世田谷）○川の防災情報（国土交通省）○東京都水防災情報　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等 |
| 【河川水位情報、水位カメラ等】確認すべき水位観測所○多摩川　・【石原】水位観測所　・【田園調布（上）】水位観測所○野川・仙川の場合・【大沢池上】水位観測所・【鎌田橋野川】水位観測所・【鎌田橋仙川】水位観測所○丸子川　・【滝ノ橋】水位観測所○谷沢川　・【丸山橋】・【矢川橋】水位観測所○呑川・【池上】水位観測所 | ○川の防災情報（国土交通省）○東京都水防災情報　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等 |

（２）情報伝達

「施設職員用緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

また、必要に応じて、「施設利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に引き渡し場所や引き渡し開始時間について連絡する。

施設利用者緊急連絡先一覧表　⇒様式９

施設職員用緊急連絡網　⇒様式10

# ９　避難に必要な設備の整備

様式６

　避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 分類 | 設備等 |
| 通常の設備 | エレベーター |
| 上下階の移動できる大型スロープの設置 |
| 車椅子 |
| その他（担架等） |
| 緊急時の設備 | 停電対策としての非常用電源の設置 |
| 土のう |
| 止水板 |
| 階段昇降機の設置 |
| その他（非常用サイレン等） |

# １０　避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 分類 | 装備品や備蓄品等 |
| 情報収集・伝達 | テレビやラジオ |
| インターネットに接続したパソコンやタブレット端末 |
| 電話やファックス |
| 携帯電話やスマートフォン |
| 電池や非常用電源 |
| 避難誘導 | 名簿（施設利用者） | 案内旗 |
| ビブス | 懐中電灯 |
| ハンドマイク | 雨具 |
| ライフジャケットやヘルメット |  |
| 避難ルールを示したマップ |  |
| 救急用品 |  |
| 移動用の車両 |  |
| 避難先 | 水や食糧 |
| 衛生用品や衣料品 |
| 電池や携帯電話充電器 |
| その他 | 防寒着・毛布 |
| 携帯トイレ |

# １１　防災教育・訓練

様式７

防災教育及び訓練の年間計画

避難確保計画の周知

**12月頃**

新規入職者・施設利用者

の家族はその都度

〇施設職員、施設利用者や施設利用者の家族、避難支援協力者に電子データ等で避難確保計画を共有し、周知する

施設職員、避難支援

協力者への防災教育

〇水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認

〇過去の災害の被災経験や災害に対する知恵の伝承　等

**1月頃**

新規入職者・施設利用者

の家族はその都度

避難確保計画の作成＝防災体制の確立

実施予定時期

利用者、施設利用者

の家族への防災教育

〇水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認

〇緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明　等

**1月頃**

新規入職者・施設利用者

の家族はその都度

通所部門

情報収集

情報伝達訓練

**2月頃**

〇施設職員の緊急連絡網の試行

〇保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　等

立退き避難訓練

**2月頃**

〇避難経路ごとに避難方法（車、徒歩など）を確認

〇施設から避難先までの避難に要する時間の計測　等

**４月頃**

避難訓練結果の

振り返り

〇訓練終了後に参加者全員で訓練を振り返る

〇訓練計画時に決めた訓練の目的・目標について達成度を確認し、その後、個別の反省点や行動等について意見交換する

**５月頃**

区への避難訓練結果

の報告

〇区HPに掲載されている報告様式に基づき、世田谷区に訓練結果を報告する

入所部門

**３月頃**

情報収集

情報伝達訓練

〇施設職員の緊急連絡網の試行

〇保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　等

**３月頃**

屋内安全確保訓練

〇避難方法の確認

〇避難に要する時間の計測　等

**６月頃**

避難確保計画の

見直し

〇振り返りであげられた意見や問題点を踏まえて、避難確保計画を見直す

#

# １２　自衛水防組織の業務に関する事項

様式８

※自衛水防組織を設置する場合のみ作成

（１）別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①　毎年　　４　　月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

②　毎年　　８　　月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

### 自衛水防組織活動要領（案）

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(１)　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(２)　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(１)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(２)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(３)　防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

### 自衛水防組織の編成と任務

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 統括管理者 | （ | 統括管理者 | ） | （代行者 | 代行者 | ） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **総括・****情報班** | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（ | 班長 | ） | ・状況の把握・洪水予報等の情報の収集・情報内容の記録・館内放送等による情報伝達・関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員（ | 人数 | ）名 |
| ・・・・ | 班員①班員②班員③班員④ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **避難****誘導班** | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（ | 班長  | ） | ・避難誘導の実施・未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（ | 人数 | ）名 |
| ・・・・ | 班員①班員②班員③班員④ |

### 自衛水防組織装備品リスト

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| **総括・情報班** | 名簿（施設職員、利用者等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| **避難誘導班** | 名簿（従業員、利用者等）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）懐中電灯携帯用拡声器誘導用ライフジャケット蛍光塗料 |

【区への提出は不要】　※既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式９

# １３　施設利用者緊急連絡先一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設利用者 | 緊急連絡先 | その他（緊急搬送先等） |
| 氏名 | 年齢 | 住所 | 氏名 | 続柄 | 電話番号 | 住所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

【区への提出は不要】　※既存の連絡網等がある場合は、それを用いてもよい。

様式10

# １４　施設職員用緊急連絡網

|  |
| --- |
|  |
|  |

|  |
| --- |
|  |
|  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※上段：氏名、下段：電話番号を記入

【区への提出は不要】　※既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式11

# １５　外部機関等の緊急連絡先一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 部署 | 担当者 | 電話番号 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

【区への提出は不要】　※既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式12

# １６　対応別避難誘導一覧表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対応内容 | 氏名 | 避難先 | 移動手段 | 担当者 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| ※対応内容には、以下の中であてはまる番号を記入してください。■避難所へ移動する場合１.単独歩行が可能　２.介助が必要　３.車いすを使用　４.ストレッチャーや担架が必要　５.そのほか■その他対応６.自宅に帰宅　７.病院に搬送　８.そのほか |

【区への提出は不要】　※既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

様式13

　　　　　　　　　　　　　　※必要に応じて加除修正すること

# １７　防災体制一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 統括指揮者 | （ | 統括指揮者 | ） | （代行者 | 代行者 | ） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **情報連絡班** | 担当者 | 役　割 |
| 班長（ | 班長 | ） | ・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集・施設職員への情報伝達・避難支援協力者への連絡・利用者家族等への連絡・区等への連絡 |
| 班員（ | 人数 | ）名 |
| ・・・・ | 班員①班員②班員③班員④ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（ | 班長 | ） | ・避難誘導体制の確認・避難ルートの確認・避難誘導・避難完了の確認・避難先での施設利用者の支援・（緊急安全確保の誘導） |
| 班員（ | 人数 | ）名 |
| ・・・・ | 班員①班員②班員③班員④ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 装備品等準備班 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（ | 班長 | ） | ・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等の点検、準備・移動用車両の手配・要配慮者等の装備品の装着・移動用車両の確保・避難先への持ち出し品等の運搬・避難先での持ち出し品等の管理 |
| 班員（ | 人数 | ）名 |
| ・・・・ | 班員①班員②班員③班員④ |

1. ※市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。 [↑](#footnote-ref-1)
2. ※要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 [↑](#footnote-ref-2)
3. ※ 氾濫流の直撃により、標準的な木造家屋の倒壊等をもたらすような氾濫が想定される区域 [↑](#footnote-ref-3)